

## 可燃ごみ処理施設専門家委員会の開催について

### ■環境保全協定書(抜粋)

(環境の監視)

第3条 4 施設の稼働における事象で、学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲(浅川清流環境組合)に専門の委員会を設置する。

(苦情処理)

第7条 甲(浅川清流環境組合)は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民または乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。なお、補償の内容等については、協議のうえ決定するものとする。

### ■浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会設置要綱(抜粋)

(設置)

第1条 可燃ごみ処理施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、管理者に助言するものとする。

- (1) 公害の防止対策に関すること。
- (2) 公害の監視方法に関すること。
- (3) その他周辺環境の保全について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者からなる委員4人以内で組織し、管理者が委嘱する。  
2 前項の委員は、廃棄物処理にかかる専門知識を有する者のうちから委嘱する。

### ■実施日

8月5日(金)午後2時から  
※年2回開催

### ■委員名

・明星大学	宮脇教授
・明星大学	櫻井准教授
・東京都立大学	荒井准教授
・全国都市清掃会議	荒井技術指導部長